

契 約 書 (案)

独立行政法人国立病院機構米沢病院長 飛田 宗重（以下「甲」という。）と【相手方商号又は名称並びに代表者職・氏名】（以下「乙」という。）との間に下記の条項により米沢療育医療センター用カーテン等一式の納入契約を締結する。

（品名及び契約金額）

- 第1条 甲が乙より買い受ける契約物品の品名、規格、契約価格については別紙のとおりとする。
- 2 前項の物品に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び同法第29条並びに地方税法第72条の82及び同法第72条の83の規定に基づき、契約代金に108分の8を乗じて得た額である。
- 3 本契約締結後に生じた事由により、第1項に定める契約価格によって甲又は乙に著しい損失が生じる状況となったときは、甲・乙交渉の上、契約単価を変更することがきるものとする。
- 4 第1項の契約代金には、契約完了に至る全て費用を含むものとする。

（契約保証金）

- 第2条 本契約に関する契約保証金は免除する。

（履行期間）

- 第3条 本契約の履行期限は、平成26年 月 日までとする。

（履行場所）

- 第4条 本契約の履行場所は次のとおりとする。
山形県米沢市大字三沢26100-1
独立行政法人国立病院機構米沢病院 新築棟

（検査）

- 第5条 乙は、物品を納入するときは納品書を持参し、甲の実施する適法な検査を受け、合格したうえで納品完了とする。
- 2 乙は、検査の結果、不合格の物品があったときは、甲の指定する期限までに完全な物品を納入しなければならない。

（契約代金の支払いの時期及び方法）

第6条 乙は、前条の検査に合格した物品について、物品代金の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、原則として、物品が納入された日の属する月の2ヶ月後の末日までに乙の指定する金融機関口座に支払いするものとする。

3 前項の支払日が、甲の取引銀行の休業日に当たるときは、その休業日の直前の営業日を支払日とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第7条 乙は、甲が前条に規定する支払いを怠ったときは、乙に対する支払代金に対し、遅延利息を甲に請求することができるものとする。

2 遅延利息の額は、支払い期限の翌日から支払いをする日までの日数に依り、当該未支払い金額に対し、年3.1パーセントの割合で計算した金額とする。なお、その額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

3 甲が支払い期限までに支払いをしないことが、天災地変その他やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第8条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が本契約を遵守せず、甲の指示に従わないとき。

二 乙が本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。

三 乙がその責に帰すべき事由により、本契約を履行する見込みがないことが明らかに認められるとき。

四 乙又は乙の代理人、使用人等が甲の業務執行を妨げ、又は重大な不法不当行為があると認められるとき。

五 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行なったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行なったとき、又は同法第7条の2第13項もしくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。

六 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴

を提起されたときを含む。)

七 その他、乙が本契約に違反したとき。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第9条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条の第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第6項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第10条 乙は前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(個人情報に関する秘密保持等の義務)

第11条 乙は、この契約において処理することとされた事項に関して甲から提供された個人情報又は処理を行うに当たり知り得た個人情報については、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(業務従事者の個人情報の保護に関する措置)

第12条 乙は、この契約業務に従事する者について、個人情報の保護に関する非開示契約の締結、教育訓練等の必要な人的安全管理措置を講じ、かつ、契約の処理にあたり適切な監督を行わなければならない。

(再委託の制限)

第13条 乙は、この契約において処理することとされた事項について、(甲の文書による承認を得ずに、)第三者に委託してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届けなければならない。

(危険負担)

第15条 甲の指定する場所への納品までに乙に発生した損害に対しては、乙が負担するものとする。

(かし担保責任)

第16条 乙は、第5条に定める検査後であっても、乙が納入した物品に不良品等があったときは、乙はその責任を負うものとし、直ちに無償で他の良品と交換しなければならない。

(契約に関する紛争の解決方法)

第17条 本契約について甲・乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、甲・乙は誠意を持ってその解決にあたるものとし、解決できない場合は、必要に応じて甲・乙協議のうえ選定した者に調停を依頼する。

2 本契約に関する紛争が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(附則)

第18条 本契約に定めのない事項について疑義を生じたときは、その都度、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙双方記名捺印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 山形県米沢市大字三沢26100-1
独立行政法人国立病院機構米沢病院長 飛田 宗重

乙 【相手方商号又は名称並びに代表者職・氏名】